

令和6年度 東金市中小企業資金融資制度のご案内

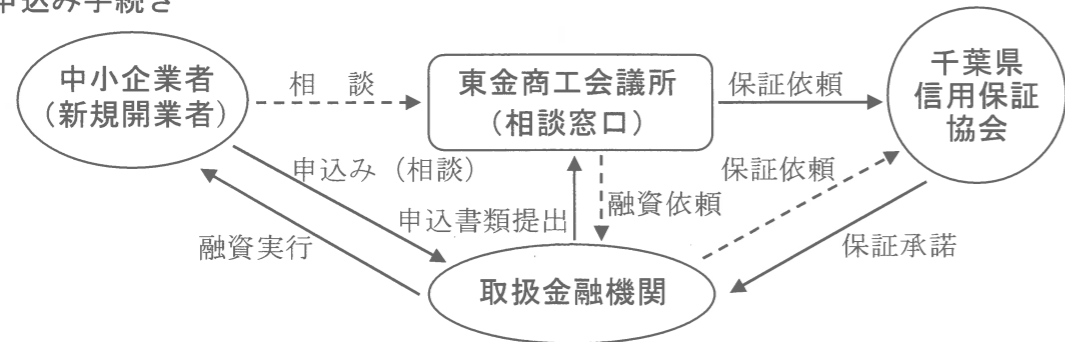
東金市から利子補給が受けられる預託融資制度!!

- I. ご利用いただける……(1) 具体的な事業計画のもと、独立して事業を営む中小企業者
 中小企業者
 次の(1)~(6)のすべてに
 該当する中小企業者の方
- (2) 市内で同一事業を1年以上営んでいる者又は個人である中小企業者若しくは法人である中小企業者の代表者が市内に1年以上居住し、かつ、県内で同一事業を1年以上営み、新たに市内で事業を開始する者
 - (3) 市税を完納している者
 - (4) 市内に店舗、工場、営業所等があり、かつ、それらに要する事業資金であること
 - (5) 信用保証協会の対象業種であること
 - (6) 裏面の資金別融資対象者の項目に該当していること

II. 取扱金融機関

- ・千葉銀行 東金支店 ・千葉興業銀行 東金サンピア支店 ・京葉銀行 東金支店
- ・千葉信用金庫 東金支店 ・銚子信用金庫 東金支店 ・銚子商工信用組合 東金支店

III. 申込み手続き



IV. 融資にあたっては、取扱金融機関及び千葉県信用保証協会が審査を行います。

V. 利子補給……毎年1月~12月の利子について、申請により利子補給を受けられます。

※ 下記市税の完納が条件となります。

- 法人……固定資産・都市計画税、法人市民税、軽自動車税
- 個人……固定資産・都市計画税、市県民税、国民健康保険税、軽自動車税

東金市経済環境部商工観光課 TEL 0475(50)1155

融資に関するお問合せ 東金商工会議所・中小企業相談所
 TEL 0475(52)1101 (代)

融資申込添付書類

【共通の必要書類】

- (1) 東金市中小企業資金融資申込書(第1号様式) …… 1部
- (2) 信用保証委託申込書(協会所定用紙) …… 1部
- (3) 信用保証依頼書(協会所定用紙) …… 1部
- (4) 申込人(企業)概要(協会所定用紙) …… 1部
- (5) 個人情報の取扱いに関する同意書(包括同意型を提出している場合は不要) …… 1部
- (6) 納税証明書 …… 1部
- (7) 印鑑証明書 …… 1部
- (8) 固定資産評価証明書又は不動産登記簿謄本 …… 1部
- (9) 個人の場合…確定申告書及び決算書(新規申込みの場合は2期分) …… 1部
- (10) 法人の場合…①登記事項証明書 …… 1部
 ②決算書 勘定科目明細添付(新規申込みの場合は2期分) …… 1部
 決算後6ヶ月経過の場合は、所定の残高試算表を提出してください。
 個人の方の場合も売上、仕入の月別明細が必要となります。

【連帯保証人の共通必要書類】 ※連帯保証人を必要としない場合は提出不要

- (1) 納税証明書(市外の場合は直近2年分) …… 1部
- (2) 印鑑証明書 …… 1部
- (3) 固定資産評価証明書又は不動産登記簿謄本 …… 1部

ただし保証協会の審査により連帯保証人が必要となった場合は共通必要書類を提出してください

【その他の添付書類】

設備資金 (自動車購入の場合、原則乗用車は不可) 裏面(注)③参照	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備(建築)設置計画書(第2号様式) …… 1部 (2) 見積書及び設計図(カタログ等)(写) …… 1部 (3) 建築確認書(写)(必要とする建物の場合) …… 1部 (4) 誓約書(自動車購入の場合、事業用にのみ使用する旨のもの) …… 1部 (5) 設備(建築)設置完了報告書(第8号様式)(完了後) …… 1部
独立開業資金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書(第3号様式) …… 1部 (2) 経歴書(第4号様式) …… 1部 (3) 勤続証明書(第5号様式) …… 1部 (4) 事業開始届(第9号様式)(開始後) …… 1部
創業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 創業・再挑戦計画書(協会所定用紙) …… 1部 (2) 事業開始届(第9号様式)(開始後) …… 1部
必要に応じて添付	<ul style="list-style-type: none"> (1) 営業許可を必要とする業種は許可証の写し (2) 建設業の場合は、受注明細書 (3) 担保物件明細書(協会所定用紙)、公図、案内図 担保付で申し込まれる場合必要となります。 保証協会設定の場合は最新の登記簿謄本も必要となります。 (4) 宣誓書(飲食業の場合)(協会所定用紙) 許可証があれば不要。 (5) 宣誓書(建設業で軽微な工事業者の場合)(協会所定用紙) (6) 所有者承諾書 土地、建物が自己所有でない場合には、建設(増改築、改装を含む)についての所有者の承諾書が必要となります。

以上のほかに、審査のために別途書類を提出していただく場合があります。